

前回の委員会でのご指摘等について

- 街角の年金相談センターについて 1
- 日本年金機構へのご意見・ご要望のメール・手紙について 4
- 年金の給付と負担の長期的な均衡を図るための仕組み 5
- 国税庁への滞納処分権限の委任制度の活用 11
- 適用調査対象事業所の把握の推進・関係機関との連携強化 12

街角の年金相談センターについて

街角の年金相談センターとは

街角の年金相談センターは、全国社会保険労務士会連合会が日本年金機構から委託を受け、平成22年1月から運営を開始した年金に関する相談所。

街角の年金相談センターの業務内容

- ・対面による年金相談や各種通知に関するお問い合わせなど
- ・個人のお客様の年金給付に関するご請求や各種変更手続き
- ・「年金手帳」「年金証書」などの再発行(オフィスは受付のみ)

街角の年金相談センター(オフィス)順次開設中

平成25年度は、これまでの全国33都道府県66か所から更に6か所開設し、35都道府県72か所で開設予定。

(注)「街角の年金相談センター(オフィス)」は、年金相談センターの小規模版(相談窓口2ブース)として、混雑年金事務所の近郊地域や出張相談ニーズが高い地域の拠点として、順次設置している。

(参考)常設型の出張拠点ではないが、商工会議所、市区町村、ショッピングセンター等において出張相談所を開設。
(平成24年度 7,357回開催)

＜街角の年金相談センター(オフィス)平成25年度開設状況＞

都道府県	名称	所在地	開設日
千葉県	街角の年金相談センター 市川(オフィス)	市川市市川1-7-6 愛愛ビル3階	9月2日
岩手県	街角の年金相談センター 盛岡(オフィス)	盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル4階	10月1日
静岡県	街角の年金相談センター 浜松(オフィス)	浜松市東区西塚町200番地 サーラプラザ浜松5階	10月1日
大分県	街角の年金相談センター 中津(オフィス)	中津市豊田町14-3 中津市役所別棟2階	10月1日
東京都	街角の年金相談センター 江東(オフィス)	江東区亀戸2-22-17 日本生命亀戸ビル5階	10月7日
京都府	街角の年金相談センター 京都(オフィス)	京都市西京区桂野里町17番地 ミュー阪急桂(EAST)5階	11月15日(予定)

※平成25年度は、年金事務所の来訪相談窓口が混雑している都府県と、出張相談二一ズの高い県に開設。

街角の年金相談センター／街角の年金相談センター(オフィス)一覧表

2013.11.12現在

○「街角の年金相談センター」及び「街角の年金相談センター(オフィス)」は、全国社会保険労務士会連合会が運営しています。
 ○「街角の年金相談センター」及び「街角の年金相談センター(オフィス)」では、「対面による年金相談」を行っています。「電話による年金相談」は受け付けておりません。
 ○「街角の年金相談センター」及び「街角の年金相談センター(オフィス)」では、年金証書、振込通知書等の再発行は行いません。再発行をご希望の方は後日送付となりますので予めご了承ください。
 ○「対面による年金相談」を予約できるセンターがあります。また、一部のセンター(オフィス)では完全予約制により相談を行います。
 ○担当者が「対面による年金相談」を行っている場合、電話に出られないことがありますので、ご了承ください。

都道府県	名称	電話番号	所在地	予約用電話番号(予約できるセンター(オフィス)のみ記載)
北海道	街角の年金相談センター札幌駅前	060-0003	札幌市中央区北3条西3-1-47 ヒューリック札幌NORTH33ビル3階	-
	街角の年金相談センター麻生	001-0038	札幌市北区北38条西4	-
岩手	街角の年金相談センター盛岡(オフィス)	020-0022	盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル4階	019-613-3270
宮城	街角の年金相談センター仙台	980-0803	仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階	-
秋田	街角の年金相談センター秋田(オフィス)	010-0002	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターALVE2階	-
山形	街角の年金相談センター酒田	998-0044	酒田市中町2-5-19 酒田本町ビル1階	-
福島	街角の年金相談センター福島	960-8131	福島市北五老内町7-5 i・s・M37(イ・ス・ム37)2階	-
茨城	街角の年金相談センター水戸	310-0021	水戸市南町3-4-10 住友生命水戸ビル1階	-
	街角の年金相談センター土浦	300-0037	茨城県土浦市桜町1-16-12 住友生命土浦ビル3階	029-825-2300
群馬	街角の年金相談センター前橋	379-2147	前橋市亀里町1310 群馬県JAビル3階	-
埼玉	街角の年金相談センター大宮	330-0854	さいたま市大宮区桜木町2-287 大宮西口大栄ビル3階	-
	街角の年金相談センター川口	332-0012	川口市本町4-1-8 川口センタービル13階	-
	街角の年金相談センター川越(オフィス)	350-1123	川越市脇田本町16-23 川越駅前ビル8階	049-291-2820(完全予約制)
千葉	街角の年金相談センター千葉	260-0027	千葉市中央区新田町4-22 サンライトビル1階	043-241-1165
	街角の年金相談センター船橋	273-0005	船橋市本町1-3-1 フェイスビル7階	047-424-7091
	街角の年金相談センター柏年	277-0005	柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル1階	04-7160-3111
東京	街角の年金相談センター市川(オフィス)	272-0034	市川市市川1-7-6 愛愛ビル3階	047-329-3301
	街角の年金相談センター新宿	160-0023	新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル8階	-
	街角の年金相談センター町田	194-0022	町田市森野1-15-13 パリビル5階 ※1	042-626-3511 ※2
	街角の年金相談センター立川	190-0012	立川市曙町2-7-16 鈴春ビル6階	042-521-1651
	街角の年金相談センター国分寺	185-0021	国分寺市南町3-20-3 国分寺ターミナルビル8階	042-359-8451
	街角の年金相談センター大森	143-0023	大田区山王2-8-26 東辰ビル5階	-
	街角の年金相談センター八王子(オフィス)	192-0081	八王子市横山町22-1 エフ・ティービル八王子3階	042-631-5370(完全予約制)
	街角の年金相談センター足立(オフィス)	120-0005	足立区綾瀬2-24-1 ロイヤルアヤセ2階	03-5650-5200(完全予約制)
	街角の年金相談センター江戸川(オフィス)	132-0024	江戸川区一之江8-14-1 交通会館一之江ビル3階	03-5663-7527(完全予約制)
	街角の年金相談センター練馬(オフィス)	178-0063	練馬区東大泉6-52-1 WICSビル1階	03-5947-5670(完全予約制)
神奈川	街角の年金相談センター武蔵野(オフィス)	180-0006	武蔵野市中町1-6-4 三鷹山田ビル3階	0422-50-0475(完全予約制)
	街角の年金相談センター江東(オフィス)	136-0071	江東区亀戸2-22-17 日本生命亀戸ビル5階	03-5628-3681(完全予約制)
	街角の年金相談センター横浜	220-0011	横浜西区高島2-19-12 スカイビル18階	-
	街角の年金相談センター戸塚	244-0816	横浜市戸塚区上倉田498-11 第5吉本ビル3階	-
	街角の年金相談センター溝ノ口	213-0001	川崎市高津区溝ノ口1-3-1 ノクティプラザ 10階	044-850-2133
	街角の年金相談センター相模大野	252-0303	相模原市南区相模大野3-8-1 小田急相模大野ステーションスクエア1階	-
新潟	街角の年金相談センター新潟	950-0087	新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟6階	025-244-9246
	街角の年金相談センター富山	930-0010	富山市稲荷元町2-11-1 アピアショッピングセンター2階	-
石川	街角の年金相談センター金沢	920-8626	金沢市鳴和1-17-30	-
長野	街角の年金相談センター長野	380-0935	長野市中御所45-1 山王ビル1階	026-226-8580
岐阜	街角の年金相談センター岐阜	500-8891	岐阜市香蘭2-23 オーキッドパーク西棟3階	-
静岡	街角の年金相談センター静岡	422-8067	静岡市駿河区南町18-1 サウスポート静岡2階	-
	街角の年金相談センター沼津	410-0801	沼津市大手町3-8-23 ニッセイスタービル4階	-
愛知	街角の年金相談センター浜松(オフィス)	435-0044	浜松市東区西塚町200番地 サークラプラザ浜松5階	-
	街角の年金相談センター名古屋	453-0015	名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル2階	-
三重	街角の年金相談センター千種	461-0004	名古屋市中村区千種3-15-31 住友生命千種ビル6階	-
	街角の年金相談センター津(オフィス)	514-0036	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル1階	059-264-7700
滋賀	街角の年金相談センター大津	520-0051	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル8階	-
京都	街角の年金相談センター宇治	611-0031	宇治市広野町西裏54-2	-
	街角の年金相談センター京都(オフィス) ※3	615-8073	京都市西京区桂野里町17番地 ミュー阪急桂(EAST)5階	-
大阪	街角の年金相談センター天王寺	543-0054	大阪市天王寺区南河堀町10-17 ACTY天王寺2階	-
	街角の年金相談センター吹田	584-0082	吹田市片山町1-3-1 メロイド吹田2番館10階	-
	街角の年金相談センター堺東	590-0077	堺市堺区中瓦町1-1-21 堺東八幸ビル7階	-
	街角の年金相談センター枚方	573-0032	枚方市岡東町5-23 アーバンエース枚方ビル2階	-
	街角の年金相談センター城東	536-0005	大阪市城東区中央1-8-24 東洋プラザ蒲生ビル1階	-
	街角の年金相談センター東大阪	577-0809	東大阪市永和1-18-12 NTT西日本東大阪ビル1F	-
兵庫	街角の年金相談センター豊中	560-0021	豊中市本町1-1-3 豊中高架下店舗南ブロック1F	-
	街角の年金相談センターなかもず	591-8025	堺市北区長曾根町130-23 堺商工会議所会館1階	-
	街角の年金相談センター北須磨	654-0154	神戸市須磨区中落合2-2-5 名谷センタービル7階	-
	街角の年金相談センター尼崎	661-0012	尼崎市南塚口町2-1-2 208塚口さんさんタウン2番館2階	-
奈良	街角の年金相談センター姫路	670-0961	姫路市南畝町2-53 ネオオフィス姫路南1階	-
	街角の年金相談センター西宮(オフィス)	663-8035	西宮市北口町1-2 アクタ西宮 東館1階	-
岡山	街角の年金相談センター奈良	630-8115	奈良市大宮町4-281 新大宮センタービル1階	0742-36-6501
広島	街角の年金相談センター岡山	700-0032	岡山市北区昭和町4-55	-
	街角の年金相談センター広島	730-0015	広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル1階	-
山口	街角の年金相談センター福山	720-0065	福山市東桜町1-21 エストパルクビル6階	-
香川	街角の年金相談センター防府	747-0036	防府市戎町1-8-25 防府広総第3ビル3階	-
愛媛	街角の年金相談センター高松(オフィス)	760-0028	高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル5階	-
福岡	街角の年金相談センター松山(オフィス)	790-0005	松山市花園町1-3 日本生命松山駅前ビル5階	-
佐賀	街角の年金相談センター北九州	806-0036	北九州市八幡西区西曲里町2-1 黒崎テクノプラザ I 1階	-
大分	街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)	841-0052	鳥栖市宿町1118 鳥栖市役所東別館1階	0942-50-8151
熊本	街角の年金相談センター中津(オフィス)	871-0058	中津市豊田町14-3 中津市役所別棟2階	0979-64-7990
鹿児島	街角の年金相談センター熊本	860-0806	熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命第2ビル3F	096-206-2444
鹿児島	街角の年金相談センター鹿児島(オフィス)	892-0825	鹿児島市大黒町2-11 南星いづるビル6階	099-295-3348

※1 街角の年金相談センター町田は、平成25年12月2日より「〒194-0021 町田市中町1-2-4 日新町ビル5階」に移転予定。
 ※2 街角の年金相談センター町田での年金相談の予約申し込みは、八王子年金事務所(042-626-3511)にて受け付けております。
 ※3 街角の年金相談センター京都(オフィス)は、平成25年11月15日開所予定。

日本年金機構へのご意見・ご要望のメール・手紙について

1. 趣旨

日本年金機構では、お客様からご意見・ご要望等をお聞きして、お客様の視点に立った業務内容の改善とサービス向上に役立てている。

2. ご意見・ご要望の内容

保険料の徴収や年金事務所の窓口における対応など、日本年金機構や年金事務所における「年金に関する業務やサービスの改善・効率化など」につながるようなご意見・ご要望等を幅広く募集。

(注) 個人情報保護の観点(なりすまし防止等)から、お客様個人の方に関する問い合わせ・相談にはメールでは対応していない。

3. ご意見・ご要望の送付方法

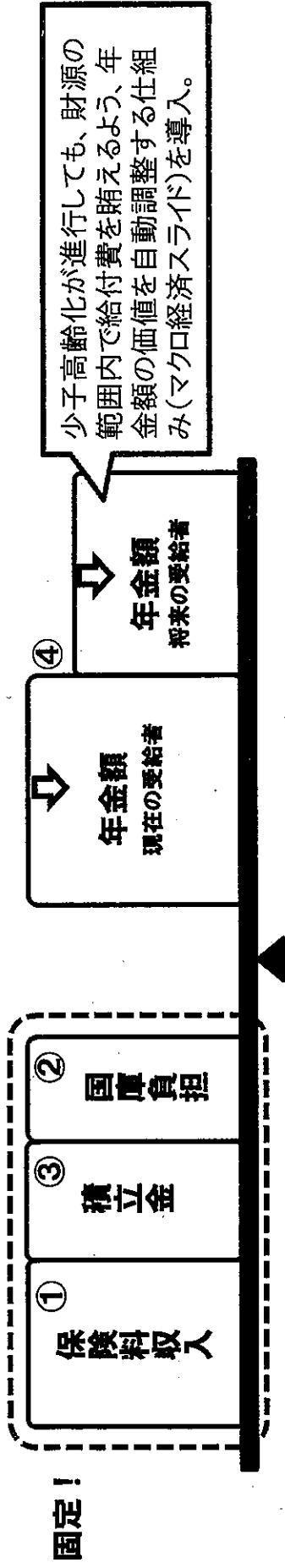
○メールによる方法
ホームページの投稿フォームから送信

○手紙による方法
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構 「日本年金機構へのご意見・ご要望の手紙」 宛に郵送

**年金の給付と負担の長期的な
均衡を図るための仕組み
～2004年年金制度改正、2009年財政検証～**

現行の年金制度における長期的な財政の枠組み

○ 現行の年金制度には、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークが導入されている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

- ・厚生年金：18.30%(労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ) 厚生年金17.120% (平成25年9月～)
- ・国民年金：16,900円※平成16年度価格 (平成17年4月から毎年280円引上げ) 国民年金15,040円 (平成25年4月～)

※現在の保険料：

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※標準的な年金給付水準の現役サラリーマン世帯の平均所得に対する割合 (所得代替率)

62.3% (2009年度) → 50.1% (2038年度以降) ※平成21年財政検証結果

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

マクロ経済スライドについて 自動調整の具体的な仕組み

(1) 基本的な考え方

- 年金額は、賃金や物価の上昇に応じて伸びていくが、一定期間、年金額の伸びの調整を行う（給付水準は低下するが、下限（所得代替率50%）を設定）ことで、保険料収入の範囲内で給付を行いつつ、長期的な年金財政運営が図られるようにする。
- 具体的には、5年に一度の財政検証の際、概ね100年間の財政均衡期間の終了時に、年金の支給に支障のない程度の積立金（給付費1年分）を保有することができるように、年金額の伸びの調整を行う期間（調整期間）を設定する。
- 調整期間においては、現役人口の減少や平均余命の伸びを年金額に反映させ、その分だけ賃金や物価による年金額の上昇を抑えることとする。
- その後の財政検証において、年金財政の均衡を図ることができると見込まれる場合には、こうした年金額の調整を終了する。

(2) 調整期間における年金額の調整の具体的な仕組み

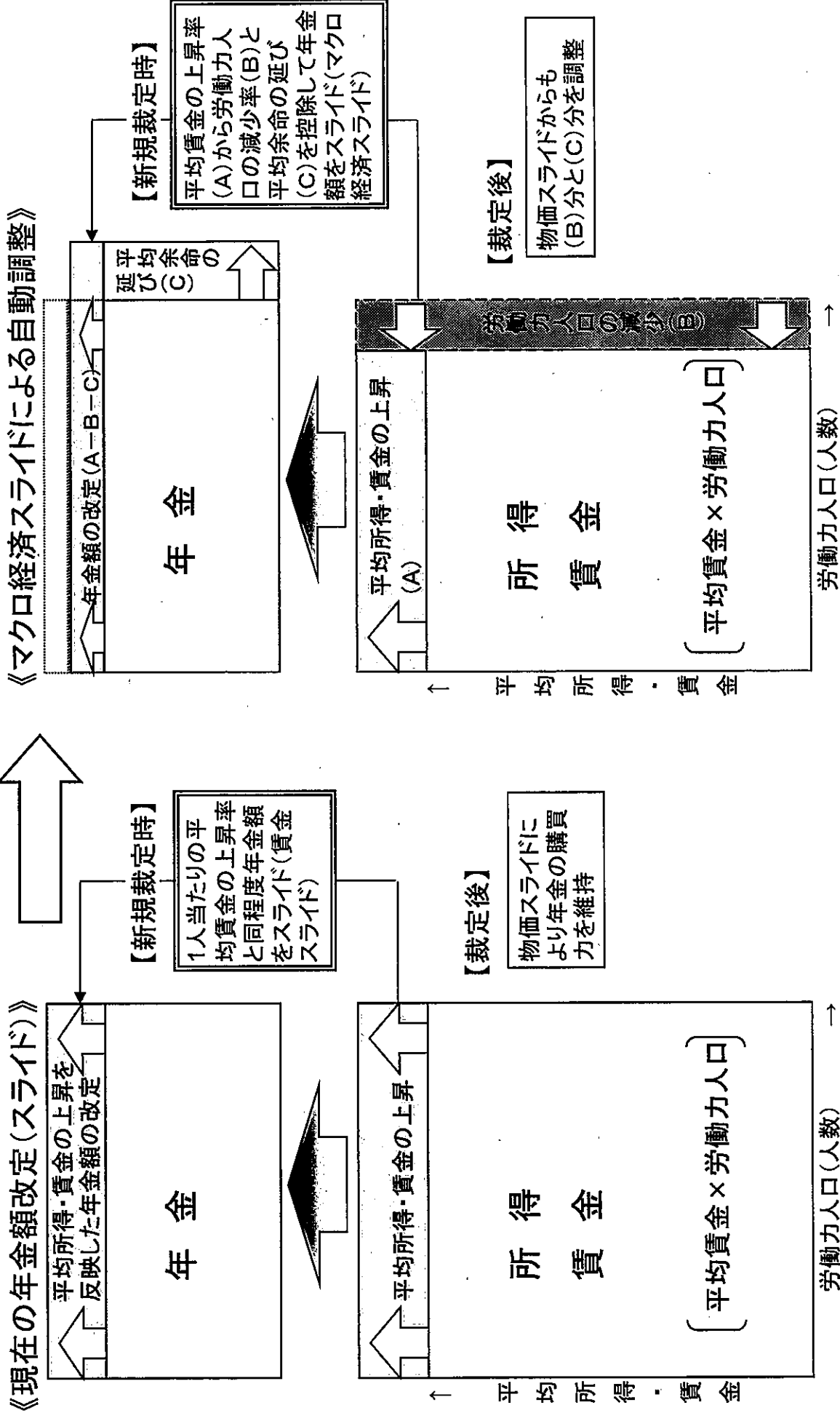
- 調整期間中は、前述の年金額の伸びから、『スライド調整率』を差し引いて、年金額を改定することとなる。



- 『スライド調整率』=『公的年金全体の被保険者の減少率+平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)』※

※ スライド調整率は、平成16年改正当時、調整期間（約20年）の平均として0.9%（公的年金全体の被保険者の減少率は0.6%）という値が示されている。

マクロ経済スライドの概念図



○年金制度を支える力(保険料賦課のベース)は、社会全体の生産活動が生み出す所得や賃金

○今後労働力人口が減少していく中で、平均賃金が上昇しても、それと同程度に年金制度を支える力(保険料賦課のベース)である社会全体の所得や賃金は増加しない。

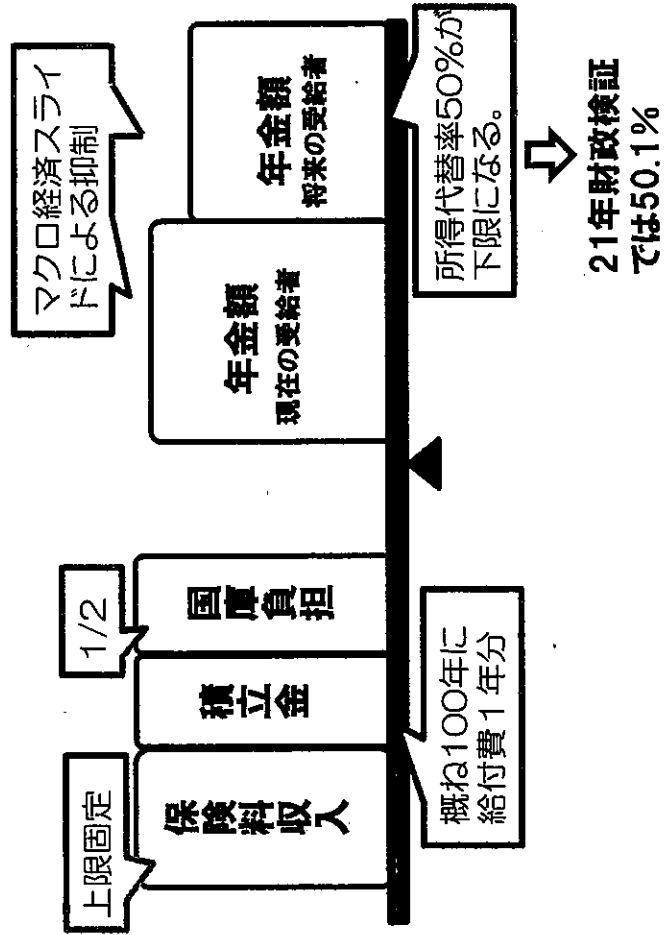
財政検証について

- 現行の年金制度では、
 - ① 上限を固定した上での保険料の引上げ
 - ② 基礎年金国庫負担割合1/2への引上げ
 - ③ 積立金の活用
 - ④ マクロ経済スライド

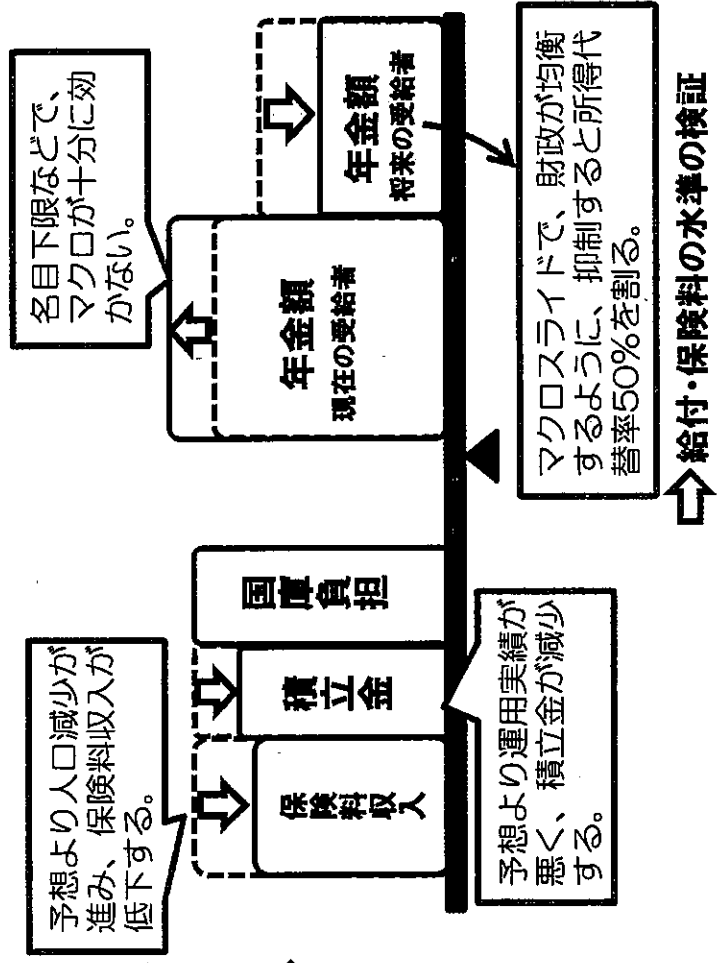
によって、概ね100年後に年金財政を安定的に運営できるようにする仕組みを導入している。

- 一方で、年金財政の収支のバランスは、人口構成や社会・経済情勢の変化によって、変わることから、少なくとも5年に一度、財政検証(財政の現況及び見通しを作成すること)を行って、年金の財政状況をチェックすることされている。(いわば、年金財政の定期健康診断)

ある年の財政検証の結果・・・



その5年後の財政検証の結果・・・



平成21年財政検証の結果について

○ 平成21年財政検証によれば、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成50年度』、『厚生年金で平成31年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.1%』が維持されている。

《経済前提：経済中位、出生中位》

【経済】

- ・物価上昇率 1%
- ・名目賃金上昇率 2.5% (実質1.5%)
- ・名目運用利回り 4.1% (実質3.1%)

【出生】

- ・合計特殊出生率 1.26

単位：万円(月額)
※()内は物価で平成21年度価格に割り戻した額

基礎年金の調整終了
(平成50年度)

厚生年金の調整終了
(平成31年度)

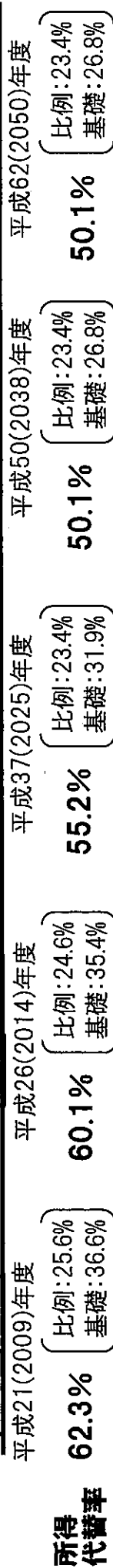
次の財政検証

夫婦の年金額
(本来水準)

現役男子の手取り収入

夫：厚生

夫婦：基礎



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

国税庁への滞納処分権限の委任制度の活用

【現状の課題】

- ・長期・高額等の滞納者に対し、日本年金機構職員が「国税庁に委任する可能性がある」旨を伝えたところ、納付につなげた事実も一定程度あり、また、厚生年金保険においては委任も進んでいることから、国税庁への委任の仕組みを設けた実質的な効果は出ていると考えている。
- ・しかしながら、不定期の納付、納付協議にも応じないなど、納付の意識に乏しい事実もあり、積極的に委任に取り組んでいるところであるが、年金事務所の調査不足等もあり、委任の可能性のある事案の整理に時間を要している状況がある。
- ・これらを踏まえ、委任事案にかかるブロック本部、年金事務所の対策強化が求められる。

【対応案】

- ・既に国税局へ委任した事例、国税局との協議内容の分析等を踏まえ、委任のために必要な調査項目や委任要件の判断基準などを具体的に示したマニュアルを策定するなど、厚生労働省、日本年金機構と国税当局が一層の連携強化に取り組みとともに、委任事務の効率化を図る。

適用調査対象事業所の把握の推進 関係機関との連携強化

<現状の課題>

- 平成24年12月から、法務省より法人登記簿情報の入手を開始し、厚生年金等の適用事業所情報と突き合わせることで、不一致となった事業所を適用調査対象事業所として把握することに努めている。
- しかしながら、法人登記簿情報にはペーパーカンパニーや休業中・廃業済など、厚生年金が適用されない事業所の情報も多く含んでおり、適用すべき事業所であるかの個別の調査に労力を要しており、より効率的な適用事務を行っていく必要。

<今後の検討事項>

- 法人の休業中・廃業済等の情報を把握するためにも、国税庁に対して稼働中の法人に関する情報（例：源泉徴収義務者の一覧）の提供を依頼することについて検討。